

平成 29 年 7 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第 52 号に対するコメント

株式会社スーツ

代表取締役社長 小松 裕介

当社は、上場企業やベンチャー企業などに対して、経営コンサルティング業を営む企業です。今般、当社は、実務対応報告公開草案第 52 号に対して、下記のようにコメントをいたします。

記

質問 1～4

【回答】この提案には同意いたしません。

権利確定条件付き有償新株予約権は、割当予定先の投資判断で投資するかどうかの決定がなされる新株予約権への投資であり、報酬ではないと考えます。

発行会社としては、割当予定先が従業員等である場合、当該従業員等に損失が発生する可能性のある取引を、報酬と同じように捉えることは難しいと考えます。

無償のストック・オプションは、新株予約権に対する対価が自らの継続的な労働のみであることもあり、付与対象者である従業員等の応募率が極めて高いです。これに対して、権利確定条件付き有償新株予約権は、業績条件、勤務条件や公正価値として提示される払込金額などが投資の際に検討され、つまりは投資リスクを勘案して、割当予定先の従業員等が応募しており、応募率が低いケースも散見されています。そのため、権利確定条件付き有償新株予約権は、少なくとも実際に発行された発行会社の従業員等においては、単なる報酬ではなく、投資として捉えられています。

なお、当社は、権利確定条件付き有償新株予約権は、持株会と同様の投資制度として機能していると考えています。

以上のことから、権利確定条件付き有償新株予約権を企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理することは、実務及び実態に即していないことから反対し、今回の提案には同意いたしません。

以 上